

自立支援医療費（精神通院）の申請のご案内

必要書類

- ☐ 自立支援医療診断書（精神通院）（更新の場合、原則2年に1度の提出が必要です。）
 - *受給者証の左上部に、次回の更新申請の診断書提出について、必要・不要が記載されています。
 - *「診断書に基づいて交付された精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方は、診断書の代わりに手帳の写しを用いて、新規・再開申請ができます。詳細はお問合せください。
- ☐ 申請書
- ☐ 同意書（生活保護の方は不要）
 - *住民票記載事項、課税状況、医療保険の資格情報等の確認をさせていただくため、同意書の記入をお願いします。
 - *当・前年度の1月1日に小金井市外にお住まいだった方や、医療保険の被保険者の住民登録が市外の場合は、個人番号による情報連携により確認させていただきます。また、必要に応じて、お住まいであった自治体等から課税（非課税）証明書を取得していただく場合がありますのでご了承ください。）
- ☐ 医療保険の資格情報がわかるもの（別紙のフローチャートでご確認ください。）
（生活保護の方は「生活保護受給証明書」を2枚）
- ☐ 受給者証（更新の場合）
- ☐ 申請者の個人番号カードなど、個人番号を確認できるもの
（18歳未満の方は、保護者の個人番号カード等も必要になります。）
- ☐ 医療機関等（通院先・薬局の名称、住所、電話番号等）の分かるもの
- ☐ その他 _____

申請内容の変更について

申請した事項（氏名、住所、保険証、医療機関等）に変更がある場合は、変更手続きが必要となります。変更内容により必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

有効期間について

有効期間は原則として1年間です。更新申請は有効期間満了の3か月前からできます（例：有効期限が令和6年12月31日→令和6年10月1日から申請可能）。
なお、市から更新申請のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

診断書について

診断書の提出は原則2年ごとです。前回診断書を提出された方は、次回は原則として診断書の提出が不要となり、次々回は提出が必要となりますのでご注意ください。

受給者証の交付について

受給者証は申請書記載の住所に、申請者宛てに郵送します（普通郵便）。送付先の変更や窓口での受け取り等を希望される方は、申請の都度お申し出ください。

